

2022年1月24日  
関西電力株式会社

美浜発電所3号機、高浜発電所1, 2, 3, 4号機及び大飯発電所3, 4号機 大山生竹テフラの噴出規模見直し対応に係る使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱いについて

## 1. はじめに

美浜発電所3号機、高浜発電所1, 2, 3, 4号機及び大飯発電所3, 4号機については、新規制基準に基づく許認可処分を受けているが、原子力規制委員会において降下火砕物に係る火山影響評価に関して新知見が認定されたことに伴い、大山生竹テフラ（以下「DNP」とする）噴出規模見直しに係る許認可申請を行った。

現在、設工認審査の終盤を迎えており、今後は検査フェーズになることから、本件に係る使用前確認の取り扱いについて、事前に確認をさせていただきたい。

## 2. 設工認申請の概要

本設工認では、DNP噴出規模見直しによる降下火砕物の層厚変更に伴い、基本設計方針に記載した最大層厚を見直すとともに、降下火砕物の影響を考慮すべき施設である建屋及び屋外タンク等の強度評価を実施している。（要目表の変更はない）

また、強度評価を実施した結果、何れの施設についても降下火砕物が堆積することにより発生する応力等は基準値を超えていないことから、構造強度評価上問題ないことを確認した。（本設工認での工事は不要）

なお、降灰時の運用として、「降下火砕物の除去」、「フィルタの取替・清掃」および「換気空調設備の閉回路循環運転」等を基本設計方針に記載しているが、これらの手順は降り積もる火山灰の層厚によって実施する内容が変わるものではないため、保安規定及び社内標準の変更は不要である。

## 3. 使用前事業者検査及び使用前確認の取り扱い

上記のとおり、DNP噴出規模見直しに係る対応については、設工認申請は実施しているものの実設備に対して加工等を行わないことから、設工認段階で妥当性確認が完了すると判断しており、基本設計方針に記載した降灰時の運用についても変更がないため、使用前事業者検査は不要であると考えている。

また、使用前確認については、「使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド」の使用前確認の省略事例である「予備品の共用化、所属替え等、設置及び工事の計画の認可又は届出の**手続だけで設備に対して加工等の変更を加えない場合**」に該当すると考えているため、設工認認可後において使用前確認の省略指示をいただきたい。

以上

## 【添付資料】

添付 1 : DNPに係る設工認申請の概要

添付 2 : DNPに係る設工認申請書抜粋

添付 3 : DNPに係る設工認申請に対する使用前確認の省略要否一覧表

(参考)

### 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則

#### 第十七条 (使用前確認を要しない場合)

法第四十三条の三の十一第三項ただし書の原子力規制委員会規則で定める場合は、次のとおりとする。

(一 ～ 三 省略)

四 発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により、原子力規制委員会が支障がないと認めて使用前確認を受けないで 사용할ことができる旨を指示した場合

### 使用前事業者検査に関する原子力規制委員会の確認等に係る運用ガイド

#### 4.3 使用前確認の省略指示

規則第 17 条第 4 号の規定においては、発電用原子炉施設の設置の場所の状況又は工事の内容により支障がないと認められ、使用前確認を受けないで設備を使用することができる場合について規定している。「設置の場所の状況又は工事の内容により支障がない」とは、一例として以下の事項等が該当する。

- (1) 既設のほかの発電用原子炉施設に影響を与えない設備の撤去の工事
- (2) 予備品の共用化、所属替え等、設置及び工事の計画の認可又は届出の手續だけで設備に対して加工等の変更を加えない場合

設計及び工事の計画の認可又は届出がなされた際に、当該工事をしようとする者に設置の場所の状況又は工事の内容を確認し、支障がないと認められる場合には、規則第 17 条第 4 号の規定に基づき、当該工事をしようとする者に対して、当該認可日又は届出の工事開始の制限期間が明ける日以降速やかに、法第 43 条の 3 の 1 第 3 項に規定する使用前確認を受けないで 사용할ことができる旨の指示を添付 2 に示す様式 3 により行うこととする。

# 添付1 DNPに係る設工認申請の概要



：技術基準の要求ではないため、設工認対象ではなく、保安規定にて手順を整備し対応。

2021年9月7日

審査会合資料（一部加筆）

○2013年7月8日 新規制基準が施行。

⇒最大層厚10cm、降下火砕物濃度は既往最大※1として、設置許可・工認・保安規定を申請。

※1 当初申請ではアイスランドの火山（濃度：3,241 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を用いていたが、美浜3号機の設置許可のバプコム以降、セントヘレンズ火山（濃度：33,400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ ）を適用。（全プラント、セントヘレンズ火山の濃度に対する影響確認済み）

○2017年12月14日 「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正」が施行。

合わせて、「原子力発電所の火山影響評価ガイド」が改正され、降下火砕物濃度の推定手法が規定。

⇒「フィルタによる非常用DGの機能維持」、「タービン動補助給水ポンプによる冷却手段の確保」、「DG喪失時における中圧ポンプによる冷却手段の確保」を定めた保安規定を申請。

この際、上記の運用対策について、24時間で最大層厚が降り積もるとした降下火砕物濃度※2を用いて、保安規定に定める運用が成立することを確認。

※2 美浜発電所1.75 $\text{g}/\text{m}^3$ 、高浜発電所1.4 $\text{g}/\text{m}^3$ 、大飯発電所1.44 $\text{g}/\text{m}^3$

○2019年6月19日 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の23

第1項の規定に基づく命令の発出。

⇒大山生竹テフラの噴出規模を11 $\text{km}^3$ 程度と見込み、設置許可を申請。

設置許可審査では、以下をご説明。

・見直した最大層厚での施設の成立性を説明

⇒詳細設計は、設工認審査でご説明

・24時間で見直し後の最大層厚が降り積もるとした降下火砕物濃度※3での運用の成立性を説明

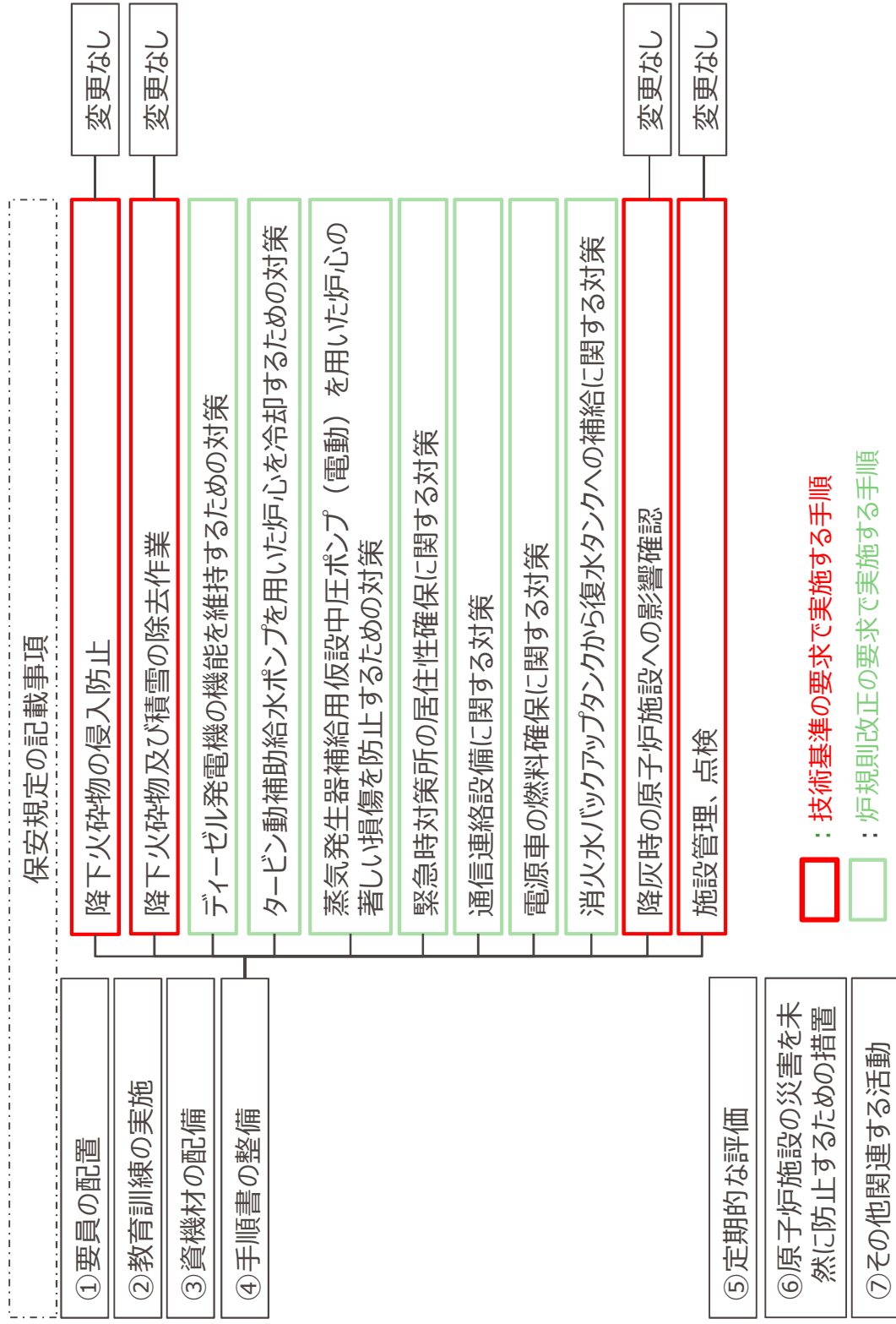
⇒詳細な運用確認は、保安規定審査でご説明

※3 美浜発電所3.91 $\text{g}/\text{m}^3$ 、高浜発電所3.78 $\text{g}/\text{m}^3$ 、大飯発電所3.63 $\text{g}/\text{m}^3$

# 原子力発電所への火山事象の影響評価に対する整理

2

○ 層見直しに伴い保安規定申請をしているが、炉規則改正の要求で実施する手順の変更を行ったものであり、技術基準要求で実施する手順の変更は行っていない。

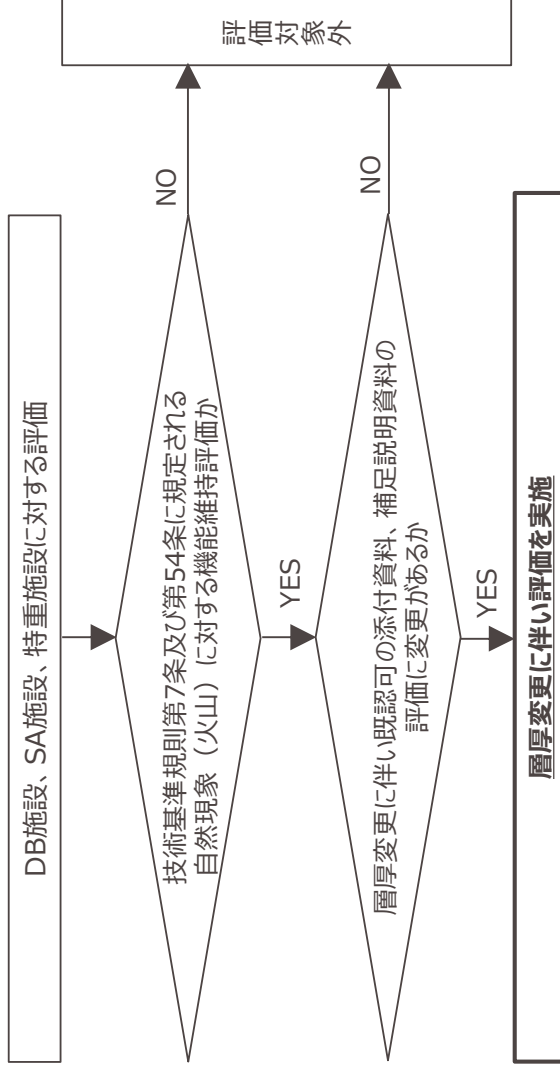


# 本設工認申請の内容 (1/3)

3

2021年9月7日  
審査会合資料

技術基準規則第7条及び第54条に規定される自然現象（火山）に対する機能維持評価の内、層厚変更に伴い既認可の添付資料、補足説明資料の評価に変更があるものを抽出。



評価対象施設	層厚変更により評価が変わる影響因子	主な説明事項
外部しゃへい建屋、補助建屋、燃料取扱建屋、中間建屋、ディーゼル建屋、制御建屋 原子炉炉格納容器、原子炉周辺建屋、廃棄物処理建屋（O34固有） 外周建屋、補助一般建屋、燃料取替用水タンク建屋（T34固有）	荷重	<b>強度評価</b> 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。
DB施設 復水タンク 燃料取替用水タンク	荷重	<b>強度評価</b> 既認可と同じ手法で荷重のみ変更して強度評価を行う。
SA施設 海水ポンプ	荷重	<b>強度評価</b> 既認可と同じ手法で荷重のみ変更して強度評価を行う。
緊急時対策所建屋	荷重	<b>強度評価</b> 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。
特重施設 特重施設の建屋※	荷重	<b>強度評価</b> 規準に基づく手法もしくは既工認で使用実績がある手法を用いて評価を行う。

※ 「発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書」の補足説明資料では、屋外に一部露出している特重設備についても構造強度評価上問題のないことを確認している。

2021年9月7日  
審査会合資料

本文の記載概要（既認可からの変更箇所）は、以下のとおりである。  
基本設計方針において、降下火砕物の最大層厚を変更し、第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）及び第54条（重大事故等対処設備）に適合することを説明するものである。  
なお、本設工認申請は設備の変更がないことから他条文への影響はない。

本文の記載概要（既工認からの変更箇所）	
施設の種類	要目表
原子炉冷却系統施設	<p>変更なし</p> <p>基本設計方針</p> <p>「第1章 共通項目 2.3 外部からの損傷防止 b.火山」について、最大層厚にかかる記載を変更する。</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置（変更）許可を受けた<b>最大層厚〇cm</b>※、粒径1mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）と設定する。</p> <p>※ <span style="font-size: 2em;">}</span> 美浜発電所：22cm 高浜発電所：27cm 大飯発電所：25cm</p>



2021年9月7日  
審査会合資料  
(検査と関連しない箇所削除)

本設工認申請において、実用炉規則の別表第2に基づく添付資料及びそれぞれの資料に対する設置許可審査での特記事項、既認可との相違は、下表のとおり。

添付資料※1	添付資料名	記載概要
資料1	発電用原子炉の設置許可との整合性に関する説明書	本申請が設置変更許可申請書の基本方針に従った詳細設計であることについて、設置変更許可申請書本文と設工認本文との整合性により示す。
資料2	発電用原子炉施設の自然現象等による損傷の防止に関する説明書	大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う降下火砕物の層厚変更により、防護対象施設は、想定する降下火砕物に対し、積雪及び風を考慮した場合においても、施設の安全機能を損なうおそれがないことを説明する。
資料3	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う降下火砕物の層厚変更により、重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性について説明する。
資料4	強度に関する説明書※2	大山火山の大山生竹テフラの噴出規模見直しに伴う降下火砕物の層厚変更により、降下火砕物等の堆積時においても、降下火砕物の影響を考慮する施設が機能維持のために、構造健全性を有することを説明する。
資料5	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書	本申請の品質管理の実績・計画について説明する。

※1 添付資料番号は、高浜3，4号機の例

※2 資料4の強度に関する説明書は第17条（材料及び構造）の適合性確認のための添付資料であるが、今回実施した強度評価は第7条（外部からの衝撃による損傷の防止）及び第54条（重大事故等対処設備）に対する適合性確認であるため、資料4の別添に強度計算書を整理する。



## 【高浜 3号機の例】

変更前	変更後
<p>計とする。</p> <p>b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中において安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。 重大事故等対処設備は、「5. 1. 1. 5 環境条件等」を考慮した設計とする。 なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定める。</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置（変更）許可を受けた最大層厚10cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(b) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。 イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラ</p>	<p>b. 火山 防護対象施設は、発電所の運用期間中において安全性に影響を及ぼし得る火山事象として設置（変更）許可を受けた降下火砕物の特性を設定し、その降下火砕物が発生した場合においても、防護対象施設が安全機能を損なうおそれがない設計とする。 重大事故等対処設備は、「5. 1. 1. 5 環境条件等」を考慮した設計とする。 なお、定期的に新知見の確認を行い、新知見が得られた場合に評価することを保安規定に定める。</p> <p>(a) 防護設計における降下火砕物の特性の設定 設計に用いる降下火砕物は、設置（変更）許可を受けた最大層厚27cm、粒径1mm以下、密度0.7g/cm<sup>3</sup>（乾燥状態）～1.5g/cm<sup>3</sup>（湿潤状態）と設定する。</p> <p>(b) 降下火砕物に対する防護対策 降下火砕物の影響を考慮する施設は、降下火砕物による「直接的影響」及び「間接的影響」に対して、以下の適切な防護措置を講じることで安全機能を損なうおそれがない設計とする。 イ. 直接的影響に対する設計方針 (イ) 構造物への荷重 防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラ</p>

変更前	変更後
<p>ス3（発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類）に属する施設（以下「クラス3に属する施設」という。）のうち、屋外に設置している施設、並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋で、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する施設については、降下火砕物を除去することにより、<u>短期的な荷重に対して安全機能を損なうおそれがないよう許容荷重が降下火砕物、風（台風）及び積雪による組合せを考慮した荷重に対して安全裕度を有する設計とする。</u></p> <p>なお、荷重により構造健全性を失わないよう、降灰時には当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を除去することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、必要な機能が損なわれるおそれがないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>（ロ）閉塞</p>	<p>ス3（発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類）に属する施設（以下「クラス3に属する施設」という。）のうち、屋外に設置している施設、並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋で、降下火砕物が堆積しやすい屋根構造を有する施設については、降下火砕物を除去することにより、<u>降下火砕物による荷重並びに火山と組み合わせる積雪及び風（台風）の荷重を短期的な荷重として考慮し、短期的な荷重に対して安全機能を損なうおそれがないよう構造健全性を維持する設計とする。</u></p> <p>なお、荷重により構造健全性を失わないよう、降灰時には当該施設に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による短期的な荷重により機能を損なわないように、降下火砕物による組合せを考慮した荷重に対し安全裕度を有する建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、環境条件を考慮して降下火砕物による荷重により機能を損なわないように、降下火砕物を除去することにより、重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、必要な機能が損なわれるおそれがないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>（ロ）閉塞</p>

変更前	変更後
<p>i. 水循環系の閉塞</p> <p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設について、降下火砕物の粒径より大きな流水部を設けることにより、水循環系の狭隘部が閉塞しない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物により水循環系が閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じてストレーナを洗浄することを保安規定に定める。</p> <p>ii. 換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（閉塞）</p> <p>防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流路となる換気空調系（外気取入口）については、開口部を下向き構造とすること、またフィルタを設置することにより降下火砕物が侵入しにくい構造とし、降下火砕物により閉塞しない設計とする。</p> <p>換気空調系以外の降下火砕物を含む空気の流路となる施設についても、降下火砕物が侵入しにくい構造、又は降下火砕物が侵入した場合でも、降下火砕物により流路が閉塞しない設計とする。</p> <p>なお、降下火砕物により閉塞しないよう、降灰時には点検を行い、状況に応じて換気空調系のフィルタの清掃や取替えの実施について保安規定に定める。</p> <p>(ハ) 磨耗</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>i. 水循環系、換気系、電気系及び計装制御系に対する機械的影響（磨耗）</p> <p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設、並びに屋外に開口又は屋内の空気を機器内に取り込む機構を有し、かつ摺動部を有する換気系、電気系及び計装制御系の施設については、降下火砕物が侵入し、機能を損なうおそれがないよう、降下火砕物が侵入しにくい構造とすること又は磨耗しにくい材料を使用することにより、磨耗しにくい設計とする。</p> <p>なお、磨耗が進まないよう、降灰時には水循環系、換気空調系のフィルタの点検を行ない、状況に応じて清掃、取替え、並びに閉回路循環運転等の実施について保安規定に定める。</p> <p>(二) 腐食</p> <p>i. 構造物の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に設置している施設並びに防護対象施設を内包し降下火砕物からその施設を防護する建屋については、耐食性のある塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p> <p>屋内の重大事故等対処設備については、降下火砕物による短期的</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>な腐食により機能を損なわないように、耐食性のある塗装を実施した建屋内に設置する設計とする。</p> <p>屋外の重大事故等対処設備については、降下火砕物を除去することにより、降下火砕物による腐食に対して重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には屋外の重大事故等対処設備に堆積する降下火砕物を除去することを保安規定に定める。</p> <p>ii. 水循環系の化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む海水の流路となる施設については、耐食性のある材料の使用や塗装を実施することにより、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。</p> <p>なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p> <p>iii. 換気系、電気系及び計装制御系に対する化学的影響（腐食）</p> <p>防護対象施設及び防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設のうち、屋外に開口しており降下火砕物を含む空気の流路となる施設については、耐食性のある塗装を実施すること</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>により、降下火砕物により短期的に腐食が発生しない設計とする。 なお、長期的な腐食の影響が生じないよう、降灰時には日常保守管理における点検並びに状況に応じた塗装の実施について保安規定に定める。</p> <p>(ホ) 発電所周辺の大気汚染 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、中央制御室換気空調系については、降下火砕物が侵入しにくい構造とし、更にフィルタを設置することにより、降下火砕物が中央制御室に侵入しにくい設計とする。</p> <p>なお、外気を遮断し降下火砕物の侵入による中央制御室の大気汚染を防止するため、降灰時には閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。</p> <p>(ヘ) 絶縁低下 防護対象施設、防護対象施設に影響を及ぼす可能性のあるクラス3に属する施設及びその他の施設のうち、空気を取り込む機構を有する計装盤については、設置場所の換気空調系の屋外開口部を下向き構造とすること、またフィルタを設置することにより、降下火砕物が侵入しにくい設計とする。</p> <p>なお、外気を遮断し降下火砕物による計装盤の絶縁低下を防止するため、降灰時には外気取入ダンパの閉止及び閉回路循環運転の実施について保安規定に定める。</p>	<p>変更なし</p>

変更前	変更後
<p>ロ. 間接的影響に対する設計方針</p> <p>降下火砕物による間接的影響である7日間の外部電源喪失、発電所外での交通の途絶によるアクセス制限事象に対し、原子炉及び使用済燃料ピットの安全性を維持するために必要となる電源の供給がディーゼル発電機燃料油貯蔵油からの燃料供給により継続でき、非常用電源設備から受電できる設計とする。</p> <p>c. 外部火災</p> <p>想定される外部火災において、火災源を発電所敷地内及び敷地外に設定し防護対象施設に係る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全機能を損なうことのない設計とする。</p> <p>防護対象施設は、防火帯の設置、建屋による防護、離隔距離の確保による防護を行う設計とする。なお、防火帯外側にある固体廃棄物貯蔵庫については、その周辺に防火帯と同じ幅の防火エリア及び飛び火対策として散水設備を設けることにより防護する設計とする。</p> <p>重大事故等対処設備は、「5. 1. 1. 2 多様性、位置的分散等」のうち、位置的分散を考慮した設計とする。</p> <p>外部火災の影響については、保安規定に定期的な評価の実施を定めることにより評価する。</p> <p>(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針</p> <p>自然現象として想定される森林火災については、延焼防止を目的として森林火災シミュレーション解析コードを用いて求めた最大火</p>	<p>c. 外部火災</p> <p>変更なし</p>



DNPに係る設工認申請に対する使用前確認の省略要否一覧表

発電所	対象施設	設工認手続き	使用前確認の省略指示の要否
美浜 3 号機	DB/S A	新規申請	○
	特重	特重設工認の変更認可申請	×
高浜 1 号機	DB/S A	S A 一括工認の変更認可申請	○
	特重	特重工認の変更認可申請	○
高浜 2 号機	DB/S A	S A 一括工認の変更認可申請	○
	特重	特重工認の変更認可申請	○
高浜 3 号機	DB/S A/特重	新規申請	○
高浜 4 号機	DB/S A/特重	新規申請	○
大飯 3 号機	DB/S A	新規申請	○
	特重	特重工認の変更認可申請	×
大飯 4 号機	DB/S A	新規申請	○
	特重	特重工認の変更認可申請	×

【補足】

- ✓ 新規申請分については、通常どおり省略指示をいただきたい。
- ✓ 美浜 3 号機、大飯 3, 4 号機の特重分については、特重本体の設工認の変認として申請していることから、DNPに係る設工認認可後において使用前確認申請書の記載内容変更を行い、認可番号を追加することで対応できるため省略指示は不要である。
- ✓ 高浜 1, 2 号機については、S A 一括及び特重ともに 2020 年 4 月以前に認可されたため使用前確認ではなく使用前検査を受検しているところであり、省略指示をいただけない場合、新たに使用前確認申請を実施する必要があることから省略指示をいただきたいと考えている。